災害時における物資の輸送に係る協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社千葉営業所（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の輸送等に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲が乙に協力を要請する物資の輸送の内容は、次のとおりとする。

（１）人員の派遣　物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物資集積場所を開設した市施設及び災害対策本部に、必要に応じて人員を派遣する。

（２）荷役資機材の提供　物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

（３）備蓄物資及び救援物資の輸送（物資の積み下ろしを含む。）

ア　甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

イ　甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

（協力の要請）

第３条　甲は、物資の輸送について、乙の支援が必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

（費用負担）

第５条　協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力等に要した費用は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

２　甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、一括して請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があったときは、乙に対し費用を支払わなければならない。

（防災訓練等）

第６条　乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

（第三者の損害が生じたときの措置）

第７条　乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和４１年千葉市条例第２６号）の規定により対処する。

（協定の改定）

第９条　この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

（千葉県との協議）

第１１条　本協定の履行にあたっては、災害救助法第２条の３に基づき、必要に応じ千葉県知事による連絡調整が行われるものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の１月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和６年１月２９日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千　葉　市
千葉市長　神谷俊一

乙　千葉市美浜区新港 220-1
福山通運株式会社　千葉営業所
所　長　今數大